

令和7年4月1日から 入院時食事療養費の負担額が変わります

今般の光熱費や食材費の高騰の影響より、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。これに伴い、下記のとおり負担金が変更となりますのでお知らせいたします。

所得区分		(旧)	(新)
70歳未満	70歳以上	～令和7年3月31日	令和7年4月1日から
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円	1食につき510円
区分イ	現役並みⅢ		
区分ウ	現役並みⅢ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	1食につき240円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	変更なし

(例) 一般所得区分の方が10日入院された場合 1日(1食510円×3食)×10日間=15,300円)

岐阜赤十字病院長